

## 2 法人 チューリッヒ日本人学校 校納金

法人チューリッヒ日本人学校運営規則第11条に基づき、入学金及び授業料を次の通り定めます。

### 1 入学金

- (1) 入学金は、入学（編入学を含む）1回限りの支払いです。補習校通学者が全日制に移るときには、全日制入学金とすでに支払い済みの補習校入学金の差額をお支払い下さい。
- (2) 入学許可を得た後、入学までの間にお支払いください。お支払い後の返却は行いません。
- (3) 金額 全日制 1人 1,000スイスフラン  
補習校 1人 400スイスフラン
- (4) 法人日本人学校会員は、上記の半額となります。
- (5) 3人以上の在籍者が生じた場合は、上記の入学金が免除になります。

### 2 授業料

- (1) 授業料は、各学期ごとに当該学期の授業開始後10日以内にお支払いください。
- (2) 途中入学者は、年間授業料を基とした日割計算の上、入学金と一緒に支払ってください。なお、1日当たりの授業料は、年間授業料を所定の年間最大授業日数（全日制は200日、補習校は39日）で除算して算出することとします。（1スイスフラン未満は四捨五入します）
- (3) 学期開始後、退学する場合は、退学までの日数が学期授業日数の1/2に満たない場合のみ、納入された授業料の1/2を返却します。ただし、途中入学者にはこれを適用しません。
- (4) 本校規定に定める一人あたりの授業料は、3人の在籍者がいる場合は、3人目の在籍者からは半額になります。ただし、この減免料率は、3人の在籍者のうち一人でも卒業・退学及び転出した時点以降、適用外となります。
- (6) 金額（1人当たり）

		1学期	2学期	3学期	年間
全 日 制		2,700	3,300	2,030	8,030
補 習 校	小中学部	570	870	570	2,010
	国語クラス	530	790	530	1,850
	幼稚部	475	720	475	1,670
	国際部	530	790	530	1,850
	高等部	575	880	575	2,030

### 3 各種手数料

チューリッヒ日本人学校全日制及び日本語補習校が発行する「授業料納入証明書」「成績証明」「在学証明」など各種証明書は1通につき、7フランの手数料をお支払い下さい。

### 4 支払い方法

指定の振込用紙を用い、下記宛てにお支払いください。

銀行名	CREDIT SUISSE AG
振込先	JAPANISCHE SCHULE ZH
口座番号	CH84 0483 5012 1026 7000 1

<ご注意>

法人チューリッヒ日本人学校定款第6条に基づく「会費」と、ここでのいう「授業料・入学金」とは同一のものではありません。